

自然災害（大規模地震と台風等）への初期対応について

大田区内で自然災害（大規模地震と台風等）が起こった場合に、本校では、大田区教育委員会の「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づいて対応します。御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

記

Ⅰ 地震が発生したときの初期対応

（震度5弱以上の場合は、学校に留め置きます）

- ① 児童が在校中に地震が発生した時は、ただちに児童に避難行動をとらせ、身の安全を確保します。
- ② 揺れがおさまった後は、第一次避難場所（原則本校校庭）で点呼をし、児童の安全を確保しつつ、学校内外の被害状況の把握に努めます。
- ③ 大田区内で震度5弱以上の地震であることが分かった場合、引き続き、学校に留め置きます。保護者または登録されている代理者が、児童を引き取りに来校するまで、児童を学校で預かります。（事前に保護者が申し出ている場合は、中学生による小学生の妹や弟の引き取りも可能です。）
- ④ 児童が在校中に、大田区内で震度4以下の地震が発生した場合であっても、次の場合は児童の引き取りをお願いいたします。
 - ・学校のライフライン（水道・電気等）が途切れた場合
 - ・学校の周辺の建物、道路に被害が出た場合
 - ・ほとんどの交通機関が運休した場合
 - ・その他、教育委員会が指示した場合
- ⑤ 登下校中に大きな地震が起きた場合は、学校へ避難することを原則とします。（自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は自宅に避難しても構いません。学校への連絡をお願いします。）

2 気象庁が発令する暴風警報・レベル3以上の大雨警報気象防災速報（線状降水帯発生、記録的短時間大雨）、大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の対応（以下、暴風警報等とする）

- ① 午前7時に、大田区へ暴風警報等が発令されている場合は、臨時休校とします。
- ② 下校時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は、暴風警報等が解除されるまで、児童を学校に留め置きます。暴風警報等の解除後に、方面別の集団下校を実施します。午後6時以降に暴風警報等が解除された場合は、保護者または登録されている代理者による引き取り下校を実施します。保護者または登録されている代理者が児童を引き取りに来校するまで、児童を学校で預かります。（事前に保護者が申し出ている場合は、中学生による小学生の妹や弟の引き取りも可能です。）
- ③ 台風等による自然災害の状況に応じて、大田区教育委員会事務局より別途指示があった場合には、上の①②以外の対応になります。

※ 警報等が発令されていなくても、風雨が強く安全に登校できないと保護者が判断された場合は、自宅にて待機させ、風雨が弱まってから登校させるようにしてください。自宅待機する場合は、電話で構いませんので、学校に御連絡ください。（この場合は、遅刻、欠席扱いとはいたしません。なお、電話が混み合う可能性があります。御了承ください。）

※ 遅れて登校する場合は、保護者の付き添いをお願いします。

※ 学校待機とする場合は、【tetoru】や【馬込第三小学校ホームページ】でもお知らせします。

※ 大田区の警報発令状況把握するために【区民安全・安心メールサービス】を利用する方法があります。登録していただくと、大田区に特化した情報（防犯、防災、気象、地震、水防、防災無線）について、大田区からのEメールを直接、携帯電話やパソコンで受けることができるようになります。登録方法については、「大田区ホームページ>生活情報>地域社会>防災・防犯>防犯対策>区民安全・安心メールサービス」を御参照ください。

3 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

- ① 午前0時まで、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休校とします。
- ② 当日、途中で計画運休が解除されても休校の対応は変更しません。
- ③ 鉄道の計画運休の状況に応じて、大田区教育委員会事務局より別途指示があった場合には、上の①②以外の対応になります。